

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月13日

【四半期会計期間】 第32期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社免疫生物研究所

【英訳名】 Immuno-Biological Laboratories Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清藤 勉

【本店の所在の場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地1

【電話番号】 0274-22-2889 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役事業統括推進本部長 中川 正人

【最寄りの連絡場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地1

【電話番号】 0274-22-2889 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役事業統括推進本部長 中川 正人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第32期 第2四半期 連結累計期間
会計期間		自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日
売上高	(千円)	245,026
経常損失()	(千円)	125,235
四半期純損失()	(千円)	139,401
四半期包括利益	(千円)	131,254
純資産額	(千円)	2,316,016
総資産額	(千円)	2,644,696
1株当たり四半期純損失金額 ()	(円)	22.44
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	(円)	-
自己資本比率	(%)	87.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	17,688
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	71,766
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	53,903
現金及び現金同等物の 四半期末残高	(千円)	759,042

回次		第32期 第2四半期会計期間
会計期間		自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日
1株当たり四半期純損失金額 ()	(円)	12.42

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は当事業年度第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度の経営指標については記載しておりません。
4. 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。
5. 平成25年10月1日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、株式会社スカイライト・バイオテックの株式（発行済株式数の100%）を取得し、当社グループ（当社及び当社の関係会社）は当社、連結子会社1社、関連会社1社で構成されることとなりました。

当社の報告セグメントにつきましては、従来は研究用試薬に重点を置き「研究用関連事業」「医薬用関連事業」の2つの報告セグメントとしておりましたが、株式会社スカイライト・バイオテックの完全子会社化に伴い、当四半期連結累計期間より連結決算による開示を開始すること、また、当連結会計年度より、遺伝子組換えカイコに、より重点を置いて事業運営を行っていくことから報告セグメントを再編成し、「診断・試薬事業」「遺伝子組換えカイコ事業」「検査事業」の3つのセグメントに変更いたしました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、株式会社スカイライト・バイオテックの株式（発行済株式数の100%）を取得したことに伴い、当社における事業リスクを検討した結果、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について変更及び追加しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

・変更

「(1)会社の事業戦略に関するリスク 新規事業の立ち上げについて」を以下のとおり変更しております。

当社は、企業価値の最大化を追求するため、基盤技術である抗体作製技術からなる従来診断・試薬事業はもとより、遺伝子組換えカイコ関連事業及び検査事業を積極的に展開していく方針であります。遺伝子組換えカイコ関連事業を軌道に乗せるためには相応の事業開発のノウハウが必要であります。現状当社にはこのようなノウハウが十分存在するとは言えません。当該事業及び販売先の業界に精通した営業を推進できる人材の確保や他社との提携を含め、ノウハウの蓄積が重要になります。さらに、新設事業では研究開発費が先行することが想定されますので、本事業に係る事業化の遅れは業績を悪化させるおそれがあります。また、検査事業においては、基盤技術である高速液体クロマトグラフィーを用いたリポタンパク質プロファイリング技術によって開拓したR&Dに従事する顧客群に向けて「Lipid」（=脂質）をキーワードとした新たな分析サービスを積極的に展開し、取引単価の大幅な向上を目指す方針であります。新たなサービスを投入するためには、設備ならびに人材への先行投資が必要となるため、本事業に係る事業化の遅れは業績を悪化させるおそれがあります。

・追加

リポタンパク質プロファイリング技術への依存度について

当社の基盤技術は知的財産とノウハウによって守られたリポタンパク質プロファイリング技術であり、これが当社の最大の強みであります。しかしながら分析技術の発達によって、より進歩した技術が出現する可能性は否定できません。新たな技術が台頭した場合、当社のリポタンパク質プロファイリング技術を基盤とする競争優位性のほとんどが、短期間に失われるおそれがあります。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成25年9月17日開催の取締役会において、株式会社エムコスメティックスが実施する第三者割当増資を引き受け、同社を当社の子会社とすることを決議いたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新政権による経済対策や日銀の大胆な金融政策等により、円高が是正され輸出が持ち直し輸出企業を中心に業績の改善がみられるなど、景気が回復基調となりました。一方で、米国の金融政策等の下振れ懸念や中国経済の減速などもあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

こうした状況の中、当社グループのセグメント別の業績は、下記のとおりとなりました。

・診断・試薬事業

タカラバイオ㈱と販売契約を締結しております研究用関連においては、前事業年度より両社間にて、継続して販売不振の改善策を協議して参りましたが、当第2四半期連結累計期間においても改善が見られない状況が続いております。特に、顧客毎のニーズに応え製造・販売を行ってきた受託サービスや、同社の海外子会社を中心とする海外販売において、新規開拓がまったく振るわず厳しい状況が続いております。その結果、売上高は181,004千円となりました。

今後については、販売不振の原因を徹底的に究明し、利益の回復を最優先に掲げ、タカラバイオ㈱と協議して参ります。特に、海外においては当社独自の販売戦略を視野に入れて積極的に販路拡大に努めてまいります。

医薬用関連においては、自社製造の動物用体外診断用医薬品の牛海綿状脳症測定キットの販売を行っておりますが、牛海綿状脳症の牛全頭検査に関して、厚生労働省と農林水産省が、各都道府県などに対し平成25年7月1日より一斉に中止するよう通知したことにより、当該検査の見直し等が行われました。その結果、売上高は19,946千円となりました。

研究用関連、医薬用関連を合わせた当セグメントの売上は200,951千円、営業損失は87,878千円となっております。

・遺伝子組換えカイコ事業

遺伝子組換えカイコ事業においては、遺伝子組換えカイコの繭より生産される有用タンパク質の特徴が、積極的な宣伝によりようやく浸透し、医薬品関連企業等からの引き合いが増加しております。また、遺伝子組換えカイコの繭より生産されるヒト・コラーゲンを含有する新しい化粧品が、平成25年11月中旬に製品化され、来年度の春商戦に向けて国内外にサンプル出荷が開始される予定であります。今後、全国のドラッグストア及び海外への販売活動に注力して参ります。その結果、当セグメントの売上高は5,034千円、営業損失は41,225千円となりました。

・検査事業

検査事業においては、当社グループが所有する脂質代謝解析技術を利用した生活習慣病領域での創薬・研究支援に加え予防・診断支援などの需要が増加しており、積極的に人材採用及び設備投資を実施し、当初の計画通りに推移しております。その結果、当セグメントの売上高は39,040千円、営業利益は5,589千円となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は、245,026千円となりました。

利益面では、様々な経費圧縮策を継続して実行しておりますが、売上の伸び悩みにより収益が費用を賄うことができず、123,513千円の営業損失、125,235千円の経常損失、139,401千円の四半期純損失となりました。

なお、当社グループは、第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、数値についての対前年同四半期比の表示は記載しておりません。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期連結会計期間末における資産の残高は、2,644,696千円となりました。その主な内訳は現金及び預金811,156千円、有形固定資産988,584千円、投資有価証券181,896千円であります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債の残高は、328,680千円となりました。その主な内訳は短期借入金100,000千円、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)147,237千円であります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産の残高は、2,316,016千円となりました。その主な内訳は資本金1,624,295千円、資本剰余金656,676千円、利益剰余金25,685千円であります。

なお、当社グループは、第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前事業年度との比較分析は行っておりません。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、759,042千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により減少した資金は17,688千円となりました。これは主に、売上債権の回収による111,298千円等の資金増加要因があった一方、税金等調整前四半期純損失の計上137,417千円、法人税等の支払10,773千円等の資金減少要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により減少した資金は71,766千円となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入182,577千円、投資有価証券の償還による収入100,000千円等の資金増加要因があった一方、資金減少要因として投資有価証券の取得による支出180,000千円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出120,875千円、有形固定資産の取得による支出45,587千円等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により増加した資金は53,903千円となりました。これは主に、配当金の支払29,795千円、長期借入金の返済25,542千円等の資金減少要因の一方、資金増加要因として新株予約権の行使による株式の発行による収入103,209千円等があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は89,291千円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

(注) 平成25年7月22日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は18,000,000株増加し、20,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	626,259	6,547,590	東京証券取引所 JASDAQ (グロ-ス)	単元株式数100株 完全議決権株式であり、権利内 容に何ら限定のない当社におけ る標準となる株式
計	626,259	6,547,590		

- (注) 1. 平成25年7月22日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で1株を10株に株式分割いたしました。これにより株式数は5,636,331株増加し、発行済株式総数は6,262,590株となっております。
2. 提出日現在発行数には、平成25年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(第三者割当て)

決議年月日	平成25年6月14日
新株予約権の数(個)	70,000(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 1株当たり19,530円 (注)3、(注)4
新株予約権の行使期間	平成25年7月8日～平成27年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債等であります。

2. 本新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は、70,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株とする。)。但し、以下(2)乃至(4)により割当株式数が調整

される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が以下4.の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、以下4.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る以下4.(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、以下4.(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降遅やかにこれを行う。

3. 行使価額の修正

本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が13,671円（以下「下限行使価額」といい、以下4.を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、以下(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

以下(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

以下(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は以下(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに以下(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日

から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
 - (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相対して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が以下6.(2)に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
 - (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記(6)の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は次のとおりであります。
新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、新株予約権の行使により発行される株式の数で除した額とする。
資本組入額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
6. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は70,000株、割当株式数は本新株予約権1個当たり1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない（但し、上記2.に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
 - (2) 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げる。）が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。
 - (3) 行使価額の修正頻度：行使の際に上記(2)に記載の条件に該当する都度、修正される。
 - (4) 行使価額の下限：当初13,671円（但し、上記4.の規定を準用して調整されることがある。）
 - (5) 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は70,000株（平成25年9月30日現在の普通株式の発行済株式総数に対する割合は11.18%）、割当株式数は1株で確定している。
 - (6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（上記(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額）：971,670,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）

- (7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている。

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり210円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり210円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

7. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結した取決めの内容

当社が割当先（メリルリンチ日本証券株式会社）との間で締結した第三者割当て契約には以下の内容のコミットメント条項が含まれます。

- (1) 当社は、次項の規定に従い割当日以降に割当先に対し通知書（以下「行使指定通知書」という。）を交付することにより、下記(3)に定める行使必要期間中に行使すべき本新株予約権の数（以下「行使必要新株予約権数」という。）を指定（以下「行使指定」という。）することができる。割当先は、当社から行使指定通知書を受領した場合、これに係る行使必要期間内に、これに係る行使必要新株予約権数の本新株予約権の全部を行使するものとする。但し、かかる本新株予約権の行使は、これを一括して又は数回に分けて行うことができる。

- (2) 当社は何度でも行使指定を行うことができるが、各行使指定に係る行使必要新株予約権数は、以下に記載する各算式で算出される数のうち、最も少ない数を超えないものとする。

また、いずれかの行使必要期間中に（当該行使必要期間に係る行使必要新株予約権数の全部について行使が完了しているか否かを問わず）新たな行使指定を行ってはならない。

当該行使指定に係る行使指定通知書を交付した日（以下「指定書交付日」という。）の前日まで（同日を含む。）の1ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数（1株未満を四捨五入する。）に3を乗じて得られる株数を本新株予約権1個当たりの割当株式数で除して得られる数（1個未満は切り捨てる。）。

指定書交付日の前日まで（同日を含む。）の3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数（1株未満を四捨五入する。）に3を乗じて得られる株数を本新株予約権1個当たりの割当株式数で除して得られる数（1個未満は切り捨てる。）。

当該行使指定に係る行使指定通知書交付の時点の直前に未行使であった本新株予約権の個数から当該時点において停止指定の対象となっている本新株予約権の総数を差し引いた数。

- (3) 各行使必要期間は、当社が割当先に対し行使指定通知書を交付した日の翌日（当日を含む。）から20取引日の期間とし、いずれの行使必要期間も行使請求期間内に開始しかつ終了しなければならない。但し、上記20取引日の計算にあたり、以下の各号に該当する日は除くものとする。

東京証券取引所における当社の株価がストップ高又はストップ安を記録した日

東京証券取引所において当社普通株式が売買停止となった日

割当先が、当社又はその子会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがあると割当先が合理的に判断する事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。）を知った場合、割当先が当該事実を知った日（当日を含む。）からそれが当社により公表された日（当日を含む。）まで

本新株予約権1個を行使したと仮定した場合に、かかる行使が制限超過行使となる日

機構が振替新株予約権に係る新株予約権行使請求を取り次がない日を定めた場合には当該日

上記除外の結果、行使必要期間の末日が行使請求期間の末日より後の日に到来することとなる場合には、行使必要期間は短縮され、行使請求期間の末日に終了するものとする。

- (4) 当社は、以下の各号に定める事項がすべて充足されていない場合は、割当先に対し行使指定通知書を交付してはならない。

当該行使指定通知書の交付の時の直前における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値（以下「終値」という。）が下限行使価額の120%に相当する金額以上であること。

当該行使指定通知書の交付の時点において、当社又はその子会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれのある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。）がないこと。

- (5) 上記7.(1)にかかわらず、いずれかの行使指定が以下の各号のいずれかに該当する場合には、割当先は、当社に対し書面で通知することにより、当該行使指定に係る行使必要新株予約権数のうち未行使分の全部又は一部について、その行使をしないことができる。

当該行使指定に係る行使必要期間中のいずれかの取引日における終値が本新株予約権の下限行使価額の120%に相当する金額を下回った場合

当該行使必要期間中に、下記事項が充足されなくなった場合

- ・開示書類において契約締結日までに開示されたものを除き、開示書類で開示されている直近の監査済財務諸表の日付以降、発行会社及びその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項に定める企業集団をいう。以下同じ。）の財政状態又は経営成績に重大な悪影響をもたらす事態は発生しておらず、またかかる事態をもたらすような変化はないこと。
- ・開示書類において契約締結日までに開示されたものを除き、本新株予約権の発行、本第三者割当て又は本新株予約権の行使に重大な影響を与えるような、発行会社若しくはその企業集団に属するいずれかの会社を当事者とし、又はそれらの財産若しくは資産を対象とする訴訟その他の司法手続又は行政手続は係属又は進行していない。また、発行会社の知る限り、かかる司法手続又は行政手続が準備又は検討されている事実は存在しないこと。

当該行使必要期間中に、適用法令又は裁判所、行政官庁若しくは自主規制機関の規則、決定、要請等を遵守するために、本新株予約権の行使を中止することが必要であると割当先が合理的に判断した場合

当該行使必要期間中に、割当先が下記の本新株予約権の取得に関する通知を受け取った場合

- ・当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり210円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- ・当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり210円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

7. (3)末尾の規定の適用により行使必要期間が短縮された場合。

8. 当社の株券の売買についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
9. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社との間の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はありません。
10. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第2四半期会計期間 (平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	5,540
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	5,540
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	18,738
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	103,808
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	5,540
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	5,540
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	18,738
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	103,808

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年7月1日(注2)	4,319	620,719	-	1,571,810	112,436	604,190
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日(注3)	5,540	626,259	52,485	1,624,295	52,485	656,676

- (注) 1. 平成25年10月1日付で1株を10株に株式分割し、発行済株式総数が5,636,331株増加しております。
2. 株式会社スカイライト・バイオテックを完全子会社とする株式交換を行ったことによる増加であります。
発行価格 26,033円
資本組入額 - 円
3. 行使価額修正条項付新株予約権の行使による増加であります。
4. 平成25年10月1日から平成25年10月31日までの間に、行使価額修正条項付新株予約権の行使により発行済株式総数は285,000株、資本金は221,803千円、資本準備金は221,803千円それぞれ増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
清藤 勉	群馬県高崎市	112,370	17.94
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	22,630	3.61
岩井化学薬品株式会社	東京都中央区日本橋本町3-2-10	20,000	3.19
栄研化学株式会社	東京都台東区台東4-19-9	12,500	2.00
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	11,130	1.78
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町2-12-6	10,000	1.60
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命証券管理部内	7,200	1.15
宇佐美 益則	千葉県市川市	6,250	1.00
小野寺 昭子	埼玉県越谷市	4,000	0.64
藤川 圭一郎	福岡県福岡市東区	3,500	0.56
計	-	209,580	33.47

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10		
完全議決権株式(その他)	普通株式 625,800	62,580	
単元未満株式	普通株式 449		
発行済株式総数	626,259		
総株主の議決権		62,580	

(注) 「単元未満株式」には自己株式が9株含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己所有株式) 株式会社免疫生物研究所	群馬県藤岡市中字東田 1091番地1	10	-	10	0.00
計	-	10	-	10	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役員の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (診断・試薬事業部長)	取締役 (製造・商品開発部長兼経営企画室長)	木下 憲明	平成25年7月1日
取締役 (事業統括推進本部長兼財務経理部長)	取締役 (財務経理部長)	中川 正人	平成25年7月1日

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

なお、当社は第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、比較情報は記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	811,156
受取手形及び売掛金	104,656
商品及び製品	55,574
仕掛品	122,505
原材料及び貯蔵品	89,428
その他	19,498
流動資産合計	1,202,820
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	515,930
土地	362,687
その他(純額)	109,966
有形固定資産合計	988,584
無形固定資産	
のれん	179,557
その他	46,087
無形固定資産合計	225,645
投資その他の資産	
投資有価証券	181,896
その他	45,749
投資その他の資産合計	227,645
固定資産合計	1,441,875
資産合計	2,644,696
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	4,586
短期借入金	100,000
1年内返済予定の長期借入金	46,644
その他	75,720
流動負債合計	226,950
固定負債	
長期借入金	100,593
その他	1,136
固定負債合計	101,729
負債合計	328,680
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,624,295
資本剰余金	656,676
利益剰余金	25,685
自己株式	73
株主資本合計	2,306,583
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	4,104
その他の包括利益累計額合計	4,104

新株予約権	13,536
純資産合計	2,316,016
負債純資産合計	2,644,696

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	245,026
売上原価	125,367
売上総利益	119,658
販売費及び一般管理費	243,172
営業損失()	123,513
営業外収益	
受取利息	1,081
助成金収入	3,617
為替差益	177
受取保険金	3,039
その他	661
営業外収益合計	8,576
営業外費用	
支払利息	1,182
新株発行費	9,116
営業外費用合計	10,299
経常損失()	125,235
特別損失	
固定資産売却損	171
投資有価証券売却損	12,011
特別損失合計	12,182
税金等調整前四半期純損失()	137,417
法人税、住民税及び事業税	1,983
法人税等合計	1,983
少数株主損益調整前四半期純損失()	139,401
四半期純損失()	139,401

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	139,401
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	8,146
その他の包括利益合計	8,146
四半期包括利益	131,254
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	131,254

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自平成25年4月1日
至平成25年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	137,417
減価償却費	42,351
のれん償却額	2,272
受取利息及び受取配当金	1,081
支払利息	1,182
為替差損益(は益)	898
新株発行費	9,116
有形固定資産売却損益(は益)	171
投資有価証券売却損益(は益)	12,011
売上債権の増減額(は増加)	111,298
たな卸資産の増減額(は増加)	10,310
仕入債務の増減額(は減少)	6,150
その他	28,880
小計	6,336
利息及び配当金の受取額	716
利息の支払額	1,295
法人税等の支払額	10,773
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,688
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	9,000
有形固定資産の取得による支出	45,587
無形固定資産の取得による支出	927
投資有価証券の売却による収入	182,577
投資有価証券の償還による収入	100,000
投資有価証券の取得による支出	180,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	² 120,875
貸付金の回収による収入	1,998
その他	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	71,766
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	25,542
新株予約権の発行による収入	7,506
新株予約権の行使による株式の発行による収入	103,209
配当金の支払額	29,795
その他	1,474
財務活動によるキャッシュ・フロー	53,903
現金及び現金同等物に係る換算差額	898
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	34,652
現金及び現金同等物の期首残高	793,694
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 759,042

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
連結の範囲の重要な変更 第1四半期連結会計期間において、新たに取得した株式会社スカイライト・バイオテックを連結の範囲に含め、四半期連結財務諸表を作成しております。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
第1四半期連結累計期間より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。

当社は第1四半期連結累計期間より四半期連結財務諸表を作成しております。四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な項目は以下のとおりです。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社スカイライト・バイオテック
2 持分法の適用に関する事項	持分法を適用しない関連会社の名称 株式会社セルリムーバー 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
3 連結子会社の決算日に関する事項	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法	総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。
(3) 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10～50年 機械及び装置 4～17年 工具、器具及び備品 3～18年 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

	<p>なお、平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>無形固定資産 定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>長期前払費用 均等償却によっております。</p> <p>なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>
(4) 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当四半期連結累計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、決算日における簡便法による退職給付債務及び年金資産残高に基づき計上しております。</p>
(5) のれんの償却方法及び償却期間	のれんは20年以内のその効果のおよぶ期間にわたって均等償却を行っております。
(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
(7) その他四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
賞与引当金繰入額	4,462 千円
研究開発費	89,291 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	811,156 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	52,114 "
現金及び現金同等物	759,042 "

- 2 株式の取得等により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の内訳

株式の取得等により新たに株式会社スカイライト・バイオテックを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳ならびに株式会社スカイライト・バイオテック株式取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産

76,966千円

固定資産	22,142 "
のれん	181,830 "
流動負債	11,096 "
株式会社スカイライト・バイオテック株式の取得価額	269,843 "
株式交換による株式会社スカイライト・バイオテック株式の取得価額	112,436 "
株式会社スカイライト・バイオテックの現金及び現金同等物	36,530 "
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	120,875 "

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	30,819	50	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	診断・試薬事業	遺伝子組換え カイコ事業	検査事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	200,951	5,034	39,040	245,026
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	200,951	5,034	39,040	245,026
セグメント利益又は損失()	87,878	41,225	5,589	123,513

(注) セグメント利益又は損失は四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)
該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報(のれんの金額の重要な変動)
第1四半期連結累計期間より、株式会社スカイライト・バイオテックを連結子会社といたしました。当該事業によるのれんの増加額は、「検査事業」セグメントにおいて、181,830千円であります。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループの報告セグメントにつきましては、従来は研究用試薬に重点を置き「研究用関連事業」「医薬用関連事業」の2つの報告セグメントとしておりましたが、株式会社スカイライト・バイオテック

クの完全子会社化に伴い、第1四半期連結会計期間より連結決算による開示を開始すること、また、当連結会計年度より、遺伝子組換えカイコ事業に、より重点を置いて事業運営を行っていくことから報告セグメントを再編成し、「診断・試薬事業」「遺伝子組換えカイコ事業」「検査事業」の3つのセグメントに変更いたしました。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	22円44銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額()(千円)	139,401
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失金額()(千円)	139,401
普通株式の期中平均株式数(株)	6,211,288

(注)1.平成25年10月1日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

2.潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

・株式会社エムコスメティックスの株式取得による子会社化について

当社は、平成25年9月17日開催の取締役会において、新たな事業の開始及び株式会社エムコスメティックスが実施する第三者割当増資を引き受けることを決議し、平成25年10月1日をもって第三者割当増資引受の実施及び同社を当社の子会社といたしました。

1.事業開始の趣旨及び新たな事業の概要、株式の取得の理由

当社は、遺伝子組換えカイコの繭から生産した「ネオシルク *注 - ヒト・コラーゲン」シリーズを、新しい化粧品原料として、化粧品業界へ参入することを「新中期経営計画(連結)」(平成25年6月14日公表)の成長戦略の柱の一つに掲げております。「ネオシルク - ヒト・コラーゲン」については、「INCI名」および日本国内における「表示名称」を取得し、生産体制も整い、販売を開始しております。また、加齢とともに減少するといわれる大変貴重な型コラーゲンである「ネオシルク - ヒト・コラーゲン」は、来年春の販売開始に向け、「INCI名」の取得が完了し、日本国内における「表示名称」の取得準備を進めており、生産体制の構築も順調に進行しております。

株式会社エムコスメティックス(以下「MC社」という)は、当社の「ネオシルク - ヒト・コラーゲン」を使用した化粧品を初めて製品化した大西満が、平成25年1月10日に設立した「化粧品販売会社」であります。同社は、「ネオシルク - ヒト・コラーゲン」を化粧品原料会社、大手化粧品会社および海外の化粧品業界へ販売活動を進めております。また、今後化粧品製造業の認可を受け、当社の「ネオシルク - ヒト・コラーゲン」含有化粧品を製造し、大手ドラッグストアを始めとして、地方有力ドラッグストアへの販売展開を計画しております。

今回のMC社のグループ化により、付加価値の高い安心・安全な「ネオシルク - ヒト・コラーゲン」含有化粧品を、加速度的に全世界に認知させ、早期に皆様のお手元にお届けしてまいります。MC社は、当社グループとして、売上の拡大と利益の確保に努め、5年後に、10億円の売上目標を掲げ、当社グループの企業価値の向上を目指してまいります。なお、MC社のホームページ(HP)は、今年11月に開設し、同時にHP内で化粧品の通信販売を開始する予定であります。

2. 異動の方法

当社は、MC社が実施する第三者割当増資による株式1,600株を取得し、当社の子会社と致します。
なお、取得資金につきましては、当社の第1回新株予約権（平成25年6月14日に公表「行使価額修正条項付き第1回新株予約権（第三者割当て）の発行及びコミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ」参照）の行使により獲得した資金を充当いたします。

3. 異動する子会社（株式会社エムコスメティックス）の概要

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| (1) 商号 | 株式会社エムコスメティックス |
| (2) 代表者 | 代表取締役社長 大西 満 |
| (3) 本店所在地 | 東京都中央区日本橋三丁目4番12号インテリックス八重洲ビル8階 |
| (4) 設立年月 | 2013年1月 |
| (5) 主の事業内容 | ネオシルク - ヒト・コラーゲンの販売、化粧品製造販売 |
| (6) 決算期 | 11月 |
| (7) 従業員数 | 5名（2013年9月1日現在） |
| (8) 資本金 | 31百万円（2013年9月1日現在） |
| (9) 発行済株式総数 | 620株（2013年9月1日現在） |
| (10) 大株主及び持株比率 | 大西満 71.0%、(株)免疫生物研究所 19.4%、その他 9.6% |
| (11) 上場会社との関係 | |

資本関係：本日現在において当社は、当該会社の株式120株（19.4%）を所有しております。

人的関係：当社より当該会社の営業部門へ1名出向しております。

取引関係：当社の「ネオシルク - ヒト・コラーゲン」を販売しております。

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| (12) 財政状態及び経営成績 | 平成25年1月10日設立のため、該当事項はありません。 |
|-----------------|-----------------------------|

4. 取得株式数、取得価額並びに取得前後の所有株式の状況

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| (1) 異動前の所有株式数 | 120株（議決権所有割合 21.4%、議決権の数 120個） |
| (2) 取得株式数 | 1,600株 |
| (3) 取得価額 | 80百万円（1株当たり50,000円） |
| (4) 異動後の所有株式数 | 1,720株（議決権所有割合 79.6%、議決権の数 1,720個） |

5. 新たな事業開始日及び異動の日程

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成25年9月17日（両社） |
| (2) 新たな事業の開始日及び払込日 | 平成25年10月1日 |

*注：「ネオシルク」は株式会社免疫生物研究所の登録商標です。（登録第5412217号）

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月12日

株式会社免疫生物研究所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚正貴 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小出検次 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年9月17日開催の取締役会において、新たな事業の開始及び株式会社エムコスメティックスが実施する第三者割当増資を引き受けることを決議し、平成25年10月1日をもって第三者割当増資引受の実施及び同社を子会社としている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。